

## 南種子町農業委員会平成 27 年 12 月総会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 12 月 11 日（金）午後 3 時 2 分から午後 4 時 9 分
2. 開催場所 研修センター 1 階東側会議室
3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	寺田 誠	3 番	中里 安男	
	4 番	古市 道則	6 番	中峰 義哉	
	8 番	西田 暁	9 番	高田 照美	
	10 番	白川 秋信	12 番	小山 重和	
4. 欠席委員

2 番	池亀 昭次
-----	-------
5. 議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 18 年度第 10 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について  
議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 27 年度第 17 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について  
議案第 3 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明について  
議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 6 号 農地流動化奨励金交付申請について  
議案第 7 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨を通知することの承認について  
議案第 8 号 平成 27 年度地籍調査事業に伴う地目の変更について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市 義朗
農地振興係長	河野 彰子
農地振興係	園田 孝太郎

## 7. 会議の概要

- 事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただ今から、第17回農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。  
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号3番、中里安男委員。4番、古市道則委員を指名します。
- 議長 日程第2、諸般の報告。局長が行います。
- 事務局 それでは会長諸般の報告をいたします。資料をご覧ください。  
【別途資料「会長諸般の報告」を読み上げ】  
以上で(諸般の)報告を終わります。
- 議長 (議案の報告に対しての)質疑については、この後開催されます全員協議会で行いたいと思います。
- 議長 日程第3、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成18年度第10号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、外16件を議題にします。
- 議長 事務局より議案第1号の説明をお願いします。河野係長。
- 事務局 議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更(賃貸借権17件)について、承認を求めるものでございます。資料は2ページ、3ページをお開きください。  
平成18年度第10号にて承認されたものでございます。(資料の)当初公告年月日の一番上のほうに年月日を入れておりませんので、追加をお願いします。平成19年2月1日でございます。  
平成19年2月1日公告の一部変更に関するものでございます。  
平成19年2月2日から平成29年2月1日までの10年間設定期間で、畑14,819㎡ 中間管理事業を活用し、貸借したいための合意解約でございます。  
2番目の平成22年2月28日公告分については、畑の4,770㎡、貸す側の都合により合意解約するものでございます。  
公告年月日、平成23年3月31日公告以下の公告分については、全体で98,291㎡で、いずれも中間管理事業を活用し、貸借したいための合意解約でございます。  
資料は4ページをお開きください。変更契約内訳書について説明いたします。
- 事務局 整理番号1番についてですが、利用権設定をする者は、南種子町〇〇〇

○番地○ A さん で、利用権設定を受ける者は、南種子町○○○○番地  
○ B さん です。登記・現況は 畑で1筆の4,460㎡です。

以下整理番号2番から16番については、中間管理事業関係になります  
ので、お目通しをお願いしたいと思います。

平成27年10月30日付けでの合意解約の申し出によるものでございま  
すが、C集落営農推進委員会 農地管理部会で話し合い活動がなされ、今  
回農地中間管理機構を通じて担い手に農地を集約したいため、合意解約す  
ることになりました。

個別の資料につきましては、8ページから27ページに添付してありま  
すので、お目通しをお願いします。

事務局

次に整理番号17番について説明いたします。資料は7ページになりま  
す。利用権設定をする者は、南種子町○○○○番地 D さん で、利用権  
設定を受ける者は、南種子町○○○○番地 E さん です。登記・現況は  
畑で2筆の4,770㎡でございます。貸す側の D さん の子どもである F  
さん が農業をしております、規模拡大していきたいということから、  
合意解約するものでございます。

個別の資料については資料28ページに添付してありますので、お目通  
しをお願いいたします。

以上、承認を求めるものです。説明を終わります。

議長  
議長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

議長

異議がないようですので、議案第1号については、原案どおり決定する  
ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案ど  
おり決定いたします。議案第1号については原案どおり決定いたしました。

議長

日程第4、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定  
による平成27年度第17号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定につ  
いて、を議題にします。事務局より議案第2号の説明をお願いします。河  
野係長。

事務局

それでは、資料のほうは35ページからになります。

議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成27年12月28  
日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権4件・農地中間管理権70  
件を定めたいので、承認を求めるものでございます。

資料は38ページをご覧ください。農用地利用集積計画 賃貸借権4件  
について説明いたします。

事務局

利用権設定をする者は、南種子町○○○○番地○ G さん で、利用権  
設定を受ける方は、南種子町○○○○番地○ H さん 外3件 です。

現況は、田が3筆の 5,000 m<sup>2</sup> と、畑が 2,117 m<sup>2</sup>、全体で 7,176 m<sup>2</sup>でございます。設定期間は5年間設定でございます。新規設定3件と再設定が1件となっております。

個別の資料につきましては、39ページから43ページになりますので、お目通しをよろしくお願ひします。

なお、整理番号1番の G 氏の土地につきましては、県営中山間地域総合整備事業において、整備された農地でございます。40ページの一時的利用地指定通知書及び指定図を添付しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上、賃貸借権4件に関するもので、利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局

続いて、資料44ページをお開きください。

計画内訳書の農地中間管理権70件について、説明をいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律の農用地利用集積計画の承認について、平成27年12月25日を公告日とする農用地利用集積計画 農地中間管理権取得 利用権設定70件を定めたので、承認を求めるものでございます。

資料は45ページから52ページの、先ず40件になります。

整理番号1番から整理番号40番までにつきましては、C集落営農推進委員会 農地管理部会で話し合い活動がなされ、地域の担い手に農地を集約するものでございます。

C集落営農推進委員会 農地管理部会では、事業推進する本町の農地中間管理事業のモデル地区として設定された地区でございます。

事務局

今回利用権設定を受ける者が、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社で、利用権設定をする者は、〇〇〇〇番地〇 I さん 外39名の方でございます。

全体では、田が63,794 m<sup>2</sup>、畑が312,801 m<sup>2</sup> となっております。設定期間は、5年間設定と10年間設定で40件になります。

個別の資料につきましては、54ページから100ページに添付してありますので、お目通しをお願いいたします。地図のほうは、今回添付すると資料

料がかなり嵩張<sup>かさば</sup>ってききましたので、こちらが(別途、手持ちの地図を示す)

今回、Cの集積する図面になっております。こちら側が海のほうになりまして、こういう状況で黄色く塗られた所が集積をする場所となっております。後もって皆さんのほうに回していきたいと思ひますので、お目通しをお願いいたします。

次に資料は 101 ページからご覧ください。

整理番号 1 番から整理番号 30 番までは J 地区のものでございます。J 地区で今回話し合い活動がなされ、地域の担い手に農地を集約するものでございます。

J 地区につきましては、農業基盤整備促進事業の計画がされたところで、農地中間管理事業を活用して、事業推進する本町の農地中間管理事業の重点地区として指定され、設定された地区でございます。

利用権設定を受ける者が（公益財団法人）鹿児島県地域振興公社で、利用権設定をする者は、〇〇〇〇番地〇〇 K さん 外 29 名の方でございます。

全体では、田が 119,207 m<sup>2</sup> となっております。設定期間は、5 年間設定と 10 年間設定で 30 件になります。

個別の資料につきましては、106 ページから 136 ページに添付してありますので、お目通しをよろしくお願いいたします。

なお、J のほうになりますが、（別途、手持ちの地図を示す）J の図面でございますが、こちらのほうに〇〇温泉センターがありますが、そこを拠点としてある地域になります。図面のほうは、また後ほど回していきたいと思っておりますので、お目通しよろしく申し上げます。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、承認を求めるものでございます。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 ありませんか。

（「はい。」の声あり）

議 長 はい。石堂委員。

7 番委員 えっと、38 ページの 2 番、3 番の件についてですが、ここは何年も耕作されてなかった農地でして、お互いの話し合いの下にこの耕作料というのは決めていると思うんですけども、まあ要らん世話かも知れないけれども、何年も荒らしておいて、何も作れなかった農地ですが、そこに煙草を作って、まあ出来る、砂地だから良いだろうとは思いますが、1、2 年は様子を見たほうが良いんじゃないかなという気もいたしますが、まあお互いにお金は決めていることですから、良いと思うんですけども、どうかなと思います。

議 長 事務局。

事務局 今回、L さんが農地相談に来られまして、まあ 1 月からこの農地を借りたいということで、相談があったところです。

入り口等も悪いところで、どうかなということで相談はありましたが、

やはり本人が是非利用したいということでしたので、今回1月から利用権設定をして欲しいという本人の要望により、挙げたところでございます。

議長 本人が相当の意気込みで頑張ってくれている様でございますので。

7番委員 はい。それは分かるんですけど、どこもやはり農業委員会が間に入って、貸借をしたりする訳ですから、こう見守るという感じでしたほうが良いんじゃないかなと気もいたします。

議長 はい。そうしましょう。他に、ありませんか。

議長 異議がないようですので、議案第2号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号については原案どおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第3号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、を議題とします。申請人・M 外1件。事務局より議案第3号の説明をお願いします。園田主査。

事務局 それでは、5ページをお開きください。議案第3号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明について、審査を求めるものです。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、埼玉県川口市〇〇〇〇—〇の M さん。

土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇—〇 外1筆で、登記地目が2筆共畑、農地台帳上の現況地目も畑。地積の合計は 603. 91 m<sup>2</sup>です。変更年月日については、平成10年以前で16年経過しております。

現況といたしまして、『申請地は平成10年以前より山林として利用され現在に至っております』とのことです。

参考資料は6ページから添付してございます。

事務局 整理番号2番。申請人及び所有者は、埼玉県川口市〇〇〇〇—〇の M さん。

土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇—〇で、登記地目が畑で、農地台帳上の現況地目も畑。地積は 465 m<sup>2</sup>です。変更年月日につきましては、平成5年以前で21年が経過しております。

現況といたしまして、『申請地は平成5年以前より雑種地（駐車場）として利用され現在に至っております』とのことです。

参考資料は8ページから添付してございます。

以上、2件の内容につきましては、12月3日の現地調査におきまして、相違ないことを確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。整理番号1番・2番、白川委員。

10 番委員 申請人の M さんは、以前『〇〇〇〇』の娘さんでありまして、お嫁に行ってMの姓に変わっております、今は埼玉県に住んでおります。

ずっと昔からこの土地は、今は 16 年経過、或いは 21 年経過となっておりますが、事務局の説明がありましたように、申請地は平成 10 年以前より山林というか雑木林として利用され現在に至っております。それから、もう 1 件は平成 5 年以前より雑種地、駐車場として利用されて現在に至っております。

非農地であることの証明について、どうかご協力を頂きますよう、お願いいたします。終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 3 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 3 号については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第 6、議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、譲渡人・N、譲受人・O 外 2 件を議題とします。事務局より議案第 4 号の説明をお願いします。園田主査。

事 務 局 はい。議案第 4 号の説明に入ります前に、参考資料の訂正と事前説明をさせていただきますと思います。

起案書のほうではなく、参考資料であります、12 ページ以降の調査書につきまして、譲受人と譲渡人が 14 ページまでに亘りまして全て逆となっておりますので、申し訳ありませんが修正をお願いいたします。

それから、事前説明といたしまして、最終ページ・52 ページに、今回より現地調査の時の周回図、全体図を付けてみようかなという試みしております、と言いますのは、必ずしも地籍調査が終わっていない場合に、位置が分かり難いということもありましたし、奨励金に関しましては経営基盤法の審査の際に、詳細な説明がなされているところですが、必ずしも記憶の新しい内に申請が出てくるものでもないもので、何処の場所やったかなということもあろうかと思ひまして、現地調査をしたという報告でありますと共に位置をお示しするものでありますので、場所等につきましては、このページを見ていただければ、奨励金の場所はここであるというふうに確認が出来るものと思っております。ご了解いただきたいと思います。

事 務 局 それでは議案第 4 号の説明に入らせていただきます。資料 11 ページをお開きください。

議案第 4 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、審査

を求めるものでございます。所有権の移転が3件です。整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が〇〇〇〇番地〇〇 〇さん。譲渡人が〇〇〇〇番地〇 Nさんです。

土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇—〇〇 外5筆。地目は全て畑、地積は計 41,752㎡。所有権移転で贈与及び農業開始によるものです。

この件につきましては、12ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は15ページから添付してございます。

整理番号2番。譲受人が〇〇〇〇番地〇〇 Pさん。譲渡人が〇〇〇〇番地〇 Qさんです。

土地の所在が、〇〇〇字〇〇〇〇。地目は田、地積は1,901㎡。所有権移転で相手方の要望及び経営拡大によるものであり、対価は〇〇万円です。

この件につきましては、13ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は18ページから添付してございます。

整理番号3番。譲受人が〇〇〇〇番地 Rさん。譲渡人が堺市〇〇〇〇—〇 Sさんです。

土地の所在が、〇〇〇字〇〇〇〇—〇〇。地目は畑、地積は1,801㎡。所有権移転で相手方の要望及び耕作道を兼ねるものであり、対価は〇〇〇万円でございます。

この件につきましては、14ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は20ページから添付してございます。

以上3件につきましては、12月3日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今の説明に関連して、それぞれの担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。整理番号1番、古市委員。

4番委員 　　はい。譲受人の Oさん、これは（譲渡人の） Nさんの3男坊でありまして、他所におったんですけど、去年の末に帰って来られて、新規就農したいということで、親父の蜜柑園をタンカン・ポンカンなど、蜜柑園を全部引き継ぎたいということでの新規就農です。

また青年就農給付金を申し込んで、これも審査に通って今月から来月から入る予定です。それで、本人もまだ31歳と若いんですけど、やる気満々ですので、何とかよろしくをお願いします。

議長 　　整理番号2番・3番、寺田委員。

1番委員 　　2番から説明をいたします。Pさんが所有権移転を申請している土地



でございますけれども、Qさんの分ですけれども、この件については、以前にも申請が上がった土地でございます。その申請の時には砂利等がありまして、農地として活用できる状態ではございませんでした。その後現地調査をしたところ、全部砂利等は除去されまして、農業に適した泥を今、整地する段階にありまして、牧草のイタリアンとバヒアの混播<sup>こんば</sup>で作付けをするというふうな形で、農地として利用できる状態になっておりますので、そういうことで審議をお願いしたいと思っております。

それから、3番目のRさんの申請でございますけれども、Sさんの大宇都の国道沿いにありますけれども、そちらのほうの西側のほうにRさんの土地がありまして、そこを通過するためには道がないということで、以前から道として土地の一部を活用して、そこを歩いて自分のところを耕作しておりましたけれども、その道だけでも売ってくれないかということで申請をしたところ、全部買ってくれと相手方の希望がございまして、それで一応全部買うという形で所有権移転の申請をしております。

また、このRさんについては、息子と一緒に、唐芋等も作付しておりますので、そういうことで効率的に利用出来るものと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第7、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題にします。申請人・Tを議題とします。事務局より議案第5号の説明をお願いします。園田主査。

事務局 23ページをお開きください。議案第5号は、農地法第4条の規定による許可申請について審査を求めるものであり、転用申請が1件でございます。それでは資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人が〇〇〇〇番地〇〇のTさん。

土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇—〇 外2筆。登記・現況 3筆共に畑です。地積は合計 1,122㎡。転用計画といたしまして、地目を宅地に変更。工事計画は、平成28年3月から平成28年6月までの3ヵ月間です。

資金は建築費 〇〇〇〇万円、造成費 〇〇〇万円 合計 〇〇〇〇万円、全て融資によるものです。

転用目的としましては、簡易宿泊所（旅館）となっております。

面積につきましては、総敷地面積が 1,122 m<sup>2</sup>であり、内訳として、建物敷地が 348 m<sup>2</sup>、駐車場が 774 m<sup>2</sup>となっております。

転用事由の詳細としまして、『申請人は隣接地において旅館業を営んでおり、この度、経営規模拡大の為申請地において簡易宿泊所を建築するものです』とのことです。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして、造成計画が盛土を最高 0.5m 行う、盛土に伴う被害防除策として緩衝地を設ける、周辺農地に対しての支障対策として緑地緩衝地を幅 1.5m 程度設ける、用排水計画として用水は公共下水道、雨水は水路放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽へ排水することとなっております。

なお、申請地は農業振興区域外の都市計画区域内であり、農地区分は「2種農地」であり、許可基準は他のいずれの要件にも該当しない「その他の農地」に該当すると思われまます。

所要面積 568 m<sup>2</sup>ではありますが、一般住宅の許可要件である概ね 500 m<sup>2</sup>を超えておりますが、資料の 38 ページに記載してあるとおり、崖地除外部分を考慮した有効面積としまして 461 m<sup>2</sup>で、許可を満たしているものと思われまます。参考資料は 24 ページから添付してございます。

なお、以上 1 件につきましては 12 月 3 日の現地調査におきまして、現況等につきましては相違ないものと確認しております。以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、それぞれ担当委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。整理番号 1 番、寺田委員。

1 番委員 はい。事務局のほうから詳しい説明があったとおりでございまして、この申請地は、Tさんの旅館の建物の後ろのほうになります。周りはずべて建物が並んでいて、わずかに西側のほうに耕作をしている農地があるところでございます。

また、その申請地のところには、前に造った農業用倉庫がありまして、その分については取り壊して、客室が 10 室位のを造り、後は大型車が入るような駐車場を造るという申請でございまして。建物の向きから見て日当たりや風の通しなどというところを見ても、隣の土地に影響するようなことはないというふうに現地調査をいたしました。それから排水については、盛土を行って国道のほうに流れるように、一応、本人は計画をしているということを聞いております。以上です。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑ありませんか。

(「なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第5号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第8、議案第6号 南種子町農地流動化奨励金交付申請について、を議題にします。申請人・U 外18件を議題とします。事務局より説明をお願いします。園田主査。

事 務 局 はい。27ページをお開きください。議案第6号は、農地流動化奨励金交付申請について、審査を求めるものです。申請人は、Uさん 外18件です。

地積の合計は707アール。奨励金の合計額は353,500円です。

以上につきましては、12月3日の現地調査におきまして、全て耕作されていることを確認しております。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい。高田委員。

9番委員 16番。Vの地目、畑となっておりますけれども、これは田んぼのほうですが。

議 長 事務局。

事 務 局 はい。申し訳ありません。高田委員のおっしゃるとおり、現況は田んぼで耕作されている状態でございます。訂正のほうをよろしく申し上げます。

議 長 他に、ありませんか。

議 長 異議がないようですので、議案第6号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第6号については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第9、議案第7号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することの承認について、を議題にします。所有者・Wを議題とします。事務局より説明をお願いします。河野係長。

事 務 局 はい。資料のほうは29ページをお開きください。議案第7号は農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することの承認について、説明をいたします。

整理番号1番。所有者は、南種子町〇〇〇〇番地〇〇 Wさん。土地の所在は、〇〇字〇〇〇〇—〇、畑 396㎡でございます。

字図を30ページに添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

す。現地は、非農地の状態でございます。

この1筆につきましては、以前3条申請で申請されていた農地でありまして、現地調査の結果、農地として再生困難な農地であり、現況は土手であるということから、今回、農地に該当しない旨を通知するということになりました。

農地パトロールにつきましては、平成27年11月4日の現地調査において、戸石会長・高田農地部長・寺田・池亀・古市委員、事務局職員4名で現地確認をしているところでございます。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第7号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第7号については原案どおり決定いたしました。

議長 日程第10、議案第8号 平成27年度地籍調査事業に伴う地目の変更について、を議題にします。税務課長 小脇 秀則 から照会が来ております。事務局より議案第8号の説明をお願いします。園田主査。

事務局 はい。それでは31ページをお開きください。議案第8号は、平成27年度地籍調査事業に伴う地目の変更につきまして、32ページにございまして、税務課長 小脇 秀則 より会長宛て照会がありました件につきまして、審査を求めるものであり、調査地区は、南種子町大字中之上の一部である、字轆ノ牧、摺久保、有尾 です。

参考資料として一覧表がついてございますけれども、私ども農業委員会としましては、要点と言いますか、要約したもので審査をと思ひまして、参考資料(集計結果)を別途お配りしておりますので、別紙の1枚紙をご覧いただければと思ひます。A4横の紙をご覧ください。

私のほうで集計を掛けてみました。

今回、調査筆数としましては、合計 285筆の照会となっておりますが、①の調査前から調査後変動分析件数のところをご覧ください。今回、農地から農地という形としまして、田から畑と判断されたものが6筆、畑から田と判断されたものが4筆ございます。それから農地以外のものから農地と判断されたものとして、田畑以外から田とされたものが6筆、それから農地から農地以外とされたものとして、田から田畑以外とされたものこれが35筆ございます。農地から農地以外のものとして、畑から田畑以外とされたものが151筆、農地以外から農地となったものとして、田畑以外から畑と判断されたものが67筆ございます。

但し、下の※印にありますとおり、それぞれの筆の内容を見ますと、

調査により田ではなく畑であると判断はされますが、その後境界等とのこととしては、合筆により閉鎖という場合が見受けられました。残りの調査前が田、調査後も田の内での理由で変わったかと、それから②の移動別、移動事由別の筆数の変動につきましては、お目通しをいただければと思います。

一筆一筆の場所については、先方から示されてございませんし、実際調査段階では字絵図ということで添付が困難ではございますが、全容としてご審査をいただければと思います。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 10番委員 はい。白川委員。

えっと『現確不能』というのは、現地確認が不能という意味ですよ。

議長 10番委員 はい。事務局。

事務局 先方の専門用語を入れて、こちらに照会が来たんですけども、こちらの理解としましては、『現確不能』というのは確かにおっしゃるとおり、現地確認が出来なかった、つまり筆界未定であるとか、そういったものが含まれていると解されます。因みに、右にある『不存在地』というのは、実際には無いと判断したものであるということで、『現確不能』とは別の解釈をしてよろしいものかと思われま。以上です。

議長 10番委員 白川委員。

現地確認が不能というのは、出来ていない訳ですから、それは川とか畑とか公衆用道路とかいうように書いてますよね、ここに。現地確認のほうでも。それは現地確認が出来ないのが、こういうふうに決定されていいんですかね。

議長 10番委員 例えば、何ページの(案件ですか)。

えっと 33 ページの異動事由がありますな。一番右側に『現確不能』というのがあって、下から5番目、6番目の筆も『現確不能』。他にも幾つかあるんですが。いずれも調査後の土地の表示は公衆用道路、これも現地確認が出来ない。道になって公衆用道路になってるから、現地確認が不能というふうに解釈していいんですかね。

議長 懇談に入ります。

議長 懇談を解きます。

議長 12番委員 質疑ありませんか。よろしいですか。小山委員。

まあ今言ったように、地籍調査の確認、現況確認ということで、調査員

が現況確認したのを、そのまま良いものかなと思っただけのことです。ただ私はですね。ですから、私も皆さんも現況確認で地籍の時に確認をするんですけど、やはりちゃんと見なくちゃいけないなということを再認識したところですよ。

議 長 えー私も地籍調査の協力員になって会合にも行ったことがあるんですけど、立会いには必ず出席して閲覧は必ずしてくださいというのはあります。他に意見はないですか。

議 長 異議がないようですので、議案第8号については、承認の方は挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、照会のとおり承認いたします。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。